

夜間預金金庫規定

2020年1月20日現在

(反社会的勢力との取引拒絶)

第1条 この夜間預金金庫（以下「夜間金庫」という。）は、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は利用申込みをお断りするものとします。

(利用目的)

第2条 この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座預金、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

(利用方法)

第3条 この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の夜間金庫専用の入金伝票および通帳等とともに当金庫所定の預金鞆（以下「預金鞆」という。）に入れ、その預金鞆を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

なお、入金伝票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

2 預金鞆を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシートを受け取ってください。

(預金への受入処理)

第4条 この夜間金庫に投入された預金鞆内の現金、証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので遅滞なく受入金額を確認してください。

2 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した金額、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。ただし、金額相違についての処理方法を利用者と協議したときは、それによるものとします。この処理をしたうへは、当金庫は責任を負いません。

(預金鞆等の返却)

第5条 預金鞆ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

(鍵の保管等)

第6条 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

2 預金鞆の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、預金鞆の開閉に使用します。

(鍵、預金鞆の喪失、き損)

第7条 投入口鍵、預金鞆および預金鞆鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。これに伴う修理費、再製費、錠前の取替え等一切の費用を負担してください。なお、投入口鍵については、お客さまが契約している店舗の全利用者の扉鍵を交換するため、それに要する総費用の実費を負担して頂きます。

(利用手数料)

第8条 夜間金庫の利用者は、当金庫所定の利用手数料をお支払いください。

(専用入金帳発行手数料)

第9条 夜間金庫専用入金帳の発行手数料を別途お支払いください。

(損害金の負担)

第10条 この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、預金鞆の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第2条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

(解約等)

第11条 この契約は、本人の都合によりいつでも一時停止または解約することができます。この場合には、当金庫所定の手続きをしたうえ投入鍵、預金鞆および預金鞆鍵を直ちに当金庫へ返してください。

- 2 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直に、前項と同様の手続きをしてください。
 - (1) 夜間金庫利用手数料を支払わないとき
 - (2) 本人について相続の開始があったとき
 - (3) 本人の入金指定預金口座の取引が終了したとき
 - (4) 本人または代理人がこの規定に違反したとき
- 3 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしてください。
 - (1) この夜間金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - (2) 本人が預金口座申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (3) 本人または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他前各号に準ずる者
 - (4) 本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他前各号に準ずる行為

(譲渡・転貸等の禁止)

第12条 この夜間金庫の利用権は、譲渡・転貸または質入することはできません。なお、投入鍵、預金鞆鍵についても同様とします。

(規定の準用)

第13条 夜間金庫の取扱いについては、この規定のほか当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定によります。

(規定の変更等)

第14条 当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上